

生涯にわたる歯と口腔の健康づくりのために…
ライフステージに応じたケアが重要です！

こども

- ・食後の歯磨きの習慣を身につけましょう
- ・かかりつけ歯科医によるむし歯予防のための指導を定期的に受けましょう
- ・かみごたえのある食べ物を食べるよう心がけましょう

成人

- ・自分に合った歯ブラシや歯間ブラシを使い、歯垢を除去しましょう
- ・かかりつけ歯科医で定期的な専門ケアを受けましょう
- ・子どもの歯は妊娠中に作られることを理解しましょう

高齢者

- ・いつまでも自分の歯で食べることができるよう、口腔機能の向上に努めましょう
- ・かかりつけ歯科医で定期的な専門ケアを受けましょう
- ・歯と口の働きを理解し、よくかむことを意識しましょう

県民一人ひとりの自助努力を基礎として、今後県では、条例の基本理念の通り、歯科保健推進に関する基本計画の策定をはじめ、関係機関と連携しながら県民の皆さまの歯と口腔の健康づくりに取り組んでいきます。



平成23年8月発行

このリーフレットについてのお問い合わせ先
栃木県保健福祉部健康増進課
 〒321-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
 TEL 028-623-3096 FAX 028-623-3920
 メールアドレス kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp



こうくう
栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成22年12月21日公布・平成23年4月1日施行



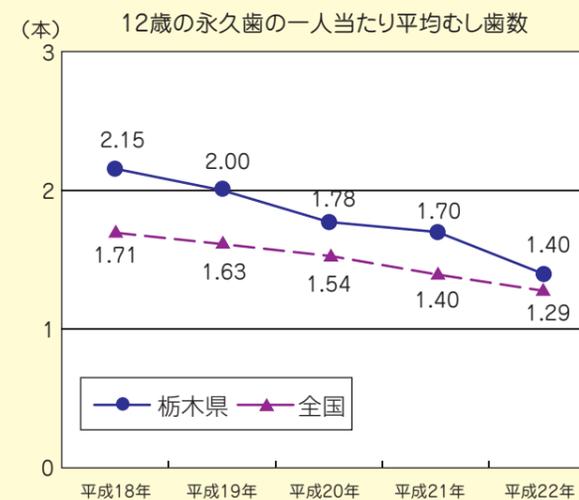
お口の健康は全身の健康へのパスポート！

歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進にかかせないものであり、脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病などの生活習慣病予防の面でも大変重要です。県では歯と口腔の健康づくりを推進し、県民の皆さんの生涯にわたる健康の保持増進に寄与するため条例を制定しました。

条例制定の背景～栃木県の現状は～

- ①12歳の永久歯平均むし歯数が全国より多いこと
- ②歯や口腔の健康と関係がある脳卒中や心臓病での死亡率が全国ワーストレベルであること など

そのため、県民一人ひとりの自助努力、県や関係機関の積極的な取組が必要とされています。



(栃木県県民生活部統計課「学校保健統計調査報告書」掲載データから作成)

都道府県別年齢調整死亡率の全国と栃木県の比較(人口10万対)

	脳血管疾患		虚血性心疾患		糖尿病	
	男	女	男	女	男	女
全国	61.9	36.1	42.2	16.6	7.3	3.9
栃木県	79.3	46.4	60.2	27.3	7.3	4.4
(順位)	(45)	(47)	(47)	(47)	(24)	(38)

(平成17年 都道府県別年齢調整死亡率)

条例には、県の責務のほかに、市町村との連携、県民の責務、歯科医師等の責務、保健・医療・福祉・教育等に関する業務を行う関係機関等の役割、事業者の役割などが明記されています。

栃木県



栃木県民の歯及び口腔^{こうくう}の健康づくり推進条例の概要

目的

- ①歯・口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定める
- ②歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する



県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与

基本理念

- ①県民自らが歯及び口腔の健康づくりのために努力する
- ②すべての県民がライフステージなどに応じた良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられるような環境を整備するよう努める

県の責務

- ✧ 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する**施策を総合的に策定・実施**する責務を有する（第3条）
- ✧ 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における**施策との有機的な連携**が図られるよう必要な配慮を行う（第3条）
- ✧ 施策の実施に必要な**財政上の措置等**を講ずるよう努める（第9条）
- ✧ 議会に**年次報告を提出**する（第10条）
- ✧ 歯科保健**基本計画**を策定する（第11条）
- ✧ **調査研究及び情報収集・整理・分析・提供**に努める（第12条）
- ✧ 学校、家庭、地域、職域等の場において**学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備**等必要な措置を講ずる（第13条）
- ✧ 県民が**歯科検診を受けることが促進されるよう必要な措置**を講じる（第13条）
- ✧ 歯科保健に関する業務を行う関係機関及び民間団体との**連携協力体制の強化**に努め、当該業務に従事する者に対する**資質の向上を図るための措置**を講ずる（第14条）
- ✧ 要介護者等に係る**歯科検診等の機会の確保、環境整備、その他の措置**を講ずる（第15条）

市町村との連携等（第4条）

県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を**確実かつ効果的に実施**するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに**施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置**を講ずるものとする。

県民の責務（第5条）

- ✧ 歯及び口腔の健康づくりについて**関心と理解**を深める
- ✧ ライフステージに応じた定期検診、健康診査、歯科医療並びに**保健指導**を受けることで、**生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組む**よう努める

歯科医師等の責務（第6条）

- ✧ 県が実施する**施策に協力**するよう努める
- ✧ 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との**連携**を図り、**良質かつ適切な歯科保健医療サービス**を提供するよう努める

保健、医療、福祉、教育関係者等の役割（第7条）

- ✧ 基本理念にのっとり、**相互に連携**を図りながら協力するよう努める

事業者の役割（第8条）

- ✧ 従業員の歯科検診を受ける**機会の確保**に努める
- ✧ 従業員の歯及び口腔の健康づくりの**取組支援**に努める